

福 祉 環 境 委 員 会

令和6年3月18日(月)
時 分 ~ 時 分
総務文教委員会終了後
全 員 協 議 会 室

【委 員】三浦委員長、肥後副委員長、
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【執行部】砂川副市長
〔市民生活部〕井上市民生活部長、市原税務課長

【事務局】久保田書記

議 題

- 1 議案第32号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

**令和6年3月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目 次

議案第32号 浜田市税条例の一部を改正する条例について

… 1ページ

現行	改正後（案）
<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>れる時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>